

労働者派遣事業に関わる情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項及び同法施行規則第 18 条の 2 第 1 項に基づき、

労働者派遣事業に関わる情報提供を行っております。

(対象期間：2023（令和 5）年 1 月 1 日～2023（令和 5）年 12 月 31 日）

派遣労働者数	8 名
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	3 社
労働者派遣に関する料金の平均額	日額 29,564 円
派遣労働者の賃金の平均額	日額 18,272 円
マージン率	38.2%
派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	安全衛生教育 機械製図の基礎・CAD オペレーション研修等の技術教育 コンプライアンス教育 その他
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等	締結済
上記労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
上記労使協定の有効期間の終期	2025（令和 7）年 3 月 31 日
その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項	当社は、常用雇用の正社員のみを採用しており、常に雇用は確保されているので、安定した働き方が出来ます。（派遣が終了しても社内の請負業務に従事。）また、派遣先（顧客）はそのほとんどが上場企業です。

以上